

京都御所



■ 鹿児島神宮 592.09km - 京都御所紫宸殿 - 鳥海山大物忌神社山頂御本社 592.09km
左極

鹿児島神宮・四所神社

鹿児島神宮祭神/天津日高彦穗穗出見尊・豊玉比売命・帶中比子尊（仲哀天皇）・息長帯比売命（神功皇后）・品陀和氣尊（応神天皇）中比売命（応神皇后）

四所神社祭神/大雀命（仁徳天皇・応神天皇の子）石姫命（仁徳天皇の皇后）荒田郎女（応神天皇の子）根鳥命（応神天皇の子）

※応神天皇の名とされる「ホムダワケ」（『日本書紀』では誉田別、『古事記』では品陀和氣と表記）は、生前に使われた実名だったとする説がある。

創祀は遠く神代にあり、又皇祖神武天皇の御代とも伝えられる。彦穗穗出見尊は筑紫国開拓の祖神で、この地に高千穂宮（旧社地・現在は安産の神として知られる摂社石体神社がある）を営み、五百八十歳の長寿にして農耕畜産漁獵の道を指導し、民生安定の基礎を築かれた。正八幡等と称し、全国八幡社の本宮である。延喜の制には大社に列し、大隅一ノ宮として朝野の崇敬特に篤く、営繕の費は三州の正税を以て充てられ、建久年間には社領二千五百余町歩の多きに至り、江戸末期まで千石を有していた。明治四年国幣中社、同七年神宮号宣下・官幣中社、同二十八年官幣大社に夫々列格された。二度に亘る昭和天皇の行幸を始め、勅使・皇族の御参拝は二十余度に及ぶ。現社殿は、宝暦六年二十四代島津重年公の造営である。

当社を正八幡と呼ぶのは『八幡愚童訓』に、「震旦国隣大王（陳大王とも言う）の娘の大比留女（おおひるめ）は七歳の時に朝日の光が胸の間にさし入り、懐妊して王子を生んだ。王臣たちがこれを怪しんで空船に乗せて、船のついた所を所領としたまうようにと大海に浮かべたところ、船はやがて日本国鎮西大隅の磯に着いた。その太子を八幡と名付けたので船の着いたところを八幡崎と言う。継体天皇の代のことであると言う。」との記載がある。八幡神は大隅国に現れ、次に宇佐に遷り、ついに石清水に跡を

垂れたと『今昔物語集』にも記載されている。鹿児島県霧島市隼人町内 2496-1

備考

本殿にはなんとかぶつかるが、中央とは 5m 程ずれがある。応神天皇（本殿）の子供たちの四所神社（本殿右隣）に繋げたのか。両方に繋がるようにしたか。あるいは、度々噴火を繰り返してきた鳥海山の大物忌神社にずれが生じたか。

中道角

京都御所紫宸殿

南北朝時代（14 世紀半ば）から北朝側の内裏の所在地として定着し、明徳 3 年（1392 年）の南北朝の合一以後、ここが正式の皇居となって明治 2 年（1869 年）、明治天皇の東京行幸時まで存続した。明治以降は京都皇宮（きょうとこうぐう）とも称される。紫宸殿は、かつての内裏の正殿で、「ししいでん」とも読む。天皇の即位、元服、立太子、節会など、最重要の公的儀式が執り行われた建物である。京都市上京区京都御苑

右極

鳥海山大物忌神社山頂御本社

主祭神 大物忌大神 記紀には登場しない神で、謎が多い。『神祇志料』や『大日本国一宮記』では、大物忌大神と倉稻魂命が同一視されている。豊受姫命 月読命・吹浦口之宮で祀られている

鳥海山は、古代には国家の守護神として、また古代末期からは出羽国における山岳信仰の中心として現在の山形県庄内地方や秋田県由利郡および横手盆地の諸地域など周辺一帯の崇敬を集め、特に近世以降は農耕神として信仰されてきた。

創建に関する諸説

景行天皇または欽明天皇時代の創建と伝えられるが、諸説があり、山頂社殿が噴火焼失と再建を繰り返しているための勧請も絡んでいて、創建時期の特定は困難である。『日本三代実録』貞観 13 年（871 年）5 月 16 日の条にある出羽国司の報告から、飽海郡山上に大物忌神社があったことが確認できる

吹浦の「大日本国大物忌大明神縁起」（成立年代不明）には、地元の他の伝承と融合したと思われる「卵生神話」が記されており、「天地が混沌とした中から両所大菩薩・月氏霊神・百済明神が現れ、大鳥の翼に乗って、天竺から百済を経て日本に渡来した。左翼にあった二つの卵から両所大菩薩が、右翼にあった一つの卵から丸子元祖が生まれ、鳥は北峰の池に沈んだ。景行天皇のとき、二神が出羽国に現れ、仲哀天皇のとき、三韓征伐で功績をたてたので、正一位を授かり、勲一等を得た。用明天皇のとき、師安元年 6 月 15 日に、二神は飽海郡飛沢に鎮まった」という。なお、丸子氏は、遊佐町丸子に住み、鳥海山信仰に大きな影響を与えた一族である可能性があるとされる。その後、貞観 6 年（864 年）、慈覚大師（円仁）が鳥海山から五色の光が放たれているのに気づいて、登ろうとすると、青鬼と赤鬼が妨害したので、火生三昧の法で対抗したところ、鬼は観念して、今後は鳩般恭王として大師に従い仏法を守護すると誓ったという。そして、円融院の代（969 年から 984 年）に朝廷から両所大菩薩と命名されたという。明治元年（1868 年）の神仏分離令への対応では吹浦が蕨岡に先行することとなり、明治 2 年、吹浦の信徒は全て神道を奉ずることとなり、明治 3 年には社の奉仕者たちが正式に神職となり、社号も大物忌神社となった。神宮寺等の仏教建築や仏像は撤去され、明治 4 年（1871



年) 5 月、吹浦の大物忌神社は国幣中社に列せられ、山頂の権現堂の管理もできることとなった。

吹浦の後から神道を奉ずるようになった蕨岡の信徒たちは、自分たちの権利を取り戻そうと山形県や明治政府に何度も請願して、訴訟も行ったが失敗した。明治以降も吹浦と蕨岡の争いは続くかに思えたが、松方正義の意見により、明治 13 年(1880 年) 8 月 7 日、左大臣有栖川宮熾仁親王から、山頂の権現堂を大物忌神社の本殿とし、吹浦と蕨岡の大物忌神社を、それぞれ里宮(後に口ノ宮)とする旨の通達が出され、明治 14 年に実施されたため、両者の争いは収束した。この変則的な祭祀体制は、吹浦と蕨岡のそれぞれに国幣中社大物忌神社の社務所を置き、宮司は吹浦に駐在するが、本殿への奉幣は両社務所が 1 年交替で行うというものだった。山形県飽海郡遊佐町大字吹浦字鳥海山 1

備考

京都御所の護りとして鹿児島神宮と鳥海山大物忌神社の間に御所が設けられた。南北朝時代の北朝天皇のしくみ。